

家畜人工授精師免許申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

住 所

氏 名

家畜改良増殖法第16条第1項の規定により家畜人工授精師の免許を受けたいので、
家畜改良増殖法施行規則第26条第1項各号に掲げる書類を添えて、下記により申請します。

記

1 本籍地都道府県名（国名）

2 住 所

ふりがな

3 氏 名

（旧姓）

免許証への旧姓併記の希望の有無 有・無

（いずれかを丸で囲むこと。）

4 生年月日

5 家畜の種類及びその業務の別

（日本産業規格A4）

備考

5の業務の別は次の区分により番号を記入すること。

- 1 家畜人工授精の業務
- 2 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務
- 3 家畜人工授精、家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務

第

号

家畜人工授精師免許証

本籍地 都道府県名（国名）

住所地 都道府県名（国名）

氏 名

生 年 月 日

家畜の種類並びに家畜人工授精の業務、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務
又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務の別
家畜改良増殖法第 16 条第 1 項の規定により免許する。

年 月 日

都道府県知事 氏 名

家畜人工授精師免許証書換交付（再交付）申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

住 所

氏 名

家畜改良増殖法施行令第9条（第10条第1項）の規定により家畜人工授精師免許証の書換交付（再交付）を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 免許年月日及び免許番号
- 2 書換交付の場合にあっては、免許証の記載事項の変更の箇所
- 3 申請の事由

第 号
授 精 証 明 書

種畜	家畜人工授精用 精液証明書番号		名 前	
精液を注入した雌畜	名 前			
	家畜登録機関名 及 び 登 録 番 号			
	種 類 及 び 品 種			
	毛 色 及 び 特 徴			
	生 年 月 日			
	飼養者の氏名又は名 称及び住所			
精 液 注 入 年 月 日				

上記のとおり家畜人工授精用精液を雌畜に注入したことを証明する。

年 月 日

獣医師（家畜人工授精師）

登録番号（免許番号） （県）第 号

住 所

氏 名

（家畜人工授精用精液証明書又は精液採取に関する証明書（乙）をここにはり
付けること。）

備考

- 1 授精証明書を交付した場合は、その写しを書面又は電磁的記録により獣医師又は家畜人工授精師が保管しておくこと。
- 2 混合精液を使用した場合には、種畜の名前の欄には、使用した混合精液に添付されている家畜人工授精用精液証明書表の精液を採取した種畜の名前の欄に記載されている事項をそのまま記載すること。
- 3 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

第

号

体内受精卵移植証明書

体内受精卵を採取した雌畜	家畜体内受精卵証明書 番号又は体内受精卵採取に関する証明書番号		名 前	
体内受精卵を移植した雌畜	名 前			
	家畜登録機関名 及び登録番号			
	品 種			
	毛 色 及 び 特 徴			
	生 年 月 日			
	飼養者の氏名又は名称 及び住所			
体内受精卵移植年月日				

上記のとおり家畜体内受精卵を雌畜に移植したことを証明する。

年 月 日

獣医師（家畜人工授精師）

登録番号（免許番号） （県）第 号

住 所

氏 名

（家畜体内受精卵証明書又は体内受精卵採取に関する証明書をここにはり
付けること。）

備考

- 1 体内受精卵移植証明書を交付した場合は、その写しを書面又は電磁的記録により獣医師又は家畜人工授精師が保管しておくこと。
- 2 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

第

号

体外受精卵移植証明書

卵巣を採取した雌畜(そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。)	家畜体外受精卵証明書番号又は体外受精卵生産に関する証明書番号		名前	
体外受精卵を移植した雌畜	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品種			
	毛色及び特徴			
	生年月日			
	飼養者の氏名又は名称及び住所			
体外受精卵移植年月日				

上記のとおり家畜体外受精卵を雌畜に移植したことを証明する。

年 月 日

獣医師（家畜人工授精師）

登録番号（免許番号）（県）第 号

住 所

氏 名

（家畜体外受精卵証明書又は体外受精卵生産に関する証明書をここにはり付けること。）

備考

- 1 体外受精卵移植証明書を交付した場合は、その写しを書面又は電磁的記録により獣医師又は家畜人工授精師が保管しておくこと。
- 2 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

家畜人工授精所開設許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

家畜人工授精所の開設者の住所

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

家畜改良増殖法第24条の規定により家畜人工授精所の開設の許可を受けたいので、
家畜改良増殖法施行規則第32条各号に掲げる書類を添えて、下記により申請します。

記

- 1 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 2 家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師の氏名及び住所
- 3 家畜の種類及びその業務の別
- 4 家畜改良増殖法第27条の種畜の種類、品種及び名前並びに他人がこれを飼養する場合にあってはその飼養者の住所及び氏名又は名称並びにその精液提供に関する契約等の概要
- 5 家畜人工授精所の構造、設備及び器具の概要
- 6 その他（①と②それぞれについて丸で囲むこと。）
 - ① 家畜人工授精所開設許可証への旧姓併記の希望の有無 有・無
 - ② 申請に係る家畜人工授精所の施設又は申請者に関する外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条第一項に規定する届出の要否 要・不要

（日本産業規格A4）

備考

- 1 3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
- 2 6②の届出を要する場合にあっては、当該届出をしたときは、速やかに、その内容を確認できる書類を家畜人工授精所の開設の許可を申請した都道府県知事に提出する。なお、「要」には既に届出した場合も含めるものとし、この場合においても、その内容を確認できる書類を家畜人工授精所の開設の許可を申請した都道府県知事に提出する。

家畜人工授精所開設許可に係る事項変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

家畜人工授精所の開設者の住所

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

家畜改良増殖法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

家畜人工授精所の管理番号			
家畜人工授精所の名称及び所在地			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称及び住所			
家畜人工授精所の名称及び所在地			
家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師の氏名、住所及び登録番号又は免許番号			
家畜の種類及びその業務の別			
家畜人工授精所の構造、設備及び器具			
家畜人工授精所の開設者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所			

(日本産業規格 A 4)

備考

家畜の種類及びその業務の別の欄中、業務の別は次の区分により番号を記入すること。

- 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
- 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
- 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巢から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
- 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巢から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
- 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存

家畜人工授精所 廃止 休止 再開 届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

家畜人工授精所の開設者の住所
家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

家畜改良増殖法第 25 条の 2 第 2 項の規定に基づき、家畜人工授精所の 廃止 休止 の届出をします。
再開

記

- 1 家畜人工授精所の管理番号
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 3 廃止し、休止し、又は再開しようとする年月日
- 4 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- 5 廃止し、又は休止しようとする場合にあっては、家畜人工授精所で保存する家畜人工授精
用精液及び家畜受精卵を処分する時期、場所及びその方法

家畜人工授精所開設許可証書換交付（再交付）申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

家畜人工授精所の開設者の住所

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

家畜改良増殖法施行規則第 38 条（第 39 条）の規定により家畜人工授精所開設許可証の書換交付（再交付）を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 家畜人工授精所の管理番号
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 3 書換交付の場合にあつては、許可証の記載事項の変更の箇所
- 4 申請の事由

家畜人工授精所の管理番号：

家畜人工授精所の名称及び所在地：

譲渡・譲受等した 年月日	種畜の名称	精液採取年月日	家畜人工授精用精 液証明書番号	譲渡先又は譲受元の 家畜人工授精所の開 設許可の有無	譲渡先又は譲受元の家 畜人工授精所等の管理 番号又は氏名（名 称）・住所	譲渡、譲受等の内容	備考欄
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							

備考

- 「譲渡・譲受等した年月日」の欄には、譲渡し、譲受し、廃棄し、又は亡失した年月日を記載するとともに、亡失した場合にあっては、その亡失の事実を知った日を記入し、亡失したものが見つかった場合は、当該亡失の記録の備考欄にその旨記載するなど、亡失したものが見つかったことが分かるように記載すること。
- 年月日を記載する場合には、西暦で記載すること。
- 「譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無」の欄には、次の区分により番号を記入すること。ただし、二を記入する場合は、備考欄に具体的な相手方について記載すること。（例：自家利用の畜産農家、学術目的など）
 - 有
 - 無
- 「譲渡、譲受等の内容」の欄には、次の区分により番号を記入すること。
 - 譲渡
 - 譲受
 - 廃棄
 - 亡失
- 譲渡等記録簿は、この様式で規定されている事項が必要なときに速やかに照合できるよう記録すること。

家畜人工授精所の管理番号：

家畜人工授精所の名称及び所在地：

譲渡・譲受等した年月日	家畜受精卵を生産した家畜人工授精所の管理番号	家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所等の管理番号又は氏名（名称）・住所	譲渡、譲受等の内容	備考欄
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						

備考

- 1 「譲渡・譲受等した年月日」の欄には、譲渡し、譲受し、廃棄し、又は亡失した年月日を記載するとともに、亡失した場合にあっては、その亡失の事実を知った日を記入し、亡失したものが見つかった場合は、当該亡失の記録の備考欄にその旨記載するなど、亡失したものが見つかったことが分かるように記載すること。
- 2 年月日を記載する場合には、西暦で記載すること。
- 3 「譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無」の欄には、次の区分により番号を記入すること。ただし、2を記入する場合は、備考欄に具体的な相手方を記載すること。（例：自家利用の畜産農家、学術目的など）
 - 1 有
 - 2 無
- 4 「譲渡、譲受等の内容」の欄には、次の区分により番号を記入すること。
 - 1 譲渡
 - 2 譲受
 - 3 廃棄
 - 4 亡失
- 5 譲渡等記録簿は、この様式で規定されている事項が必要となときに速やかに照合できるよう記録すること。
- 6 「家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号」の欄において、当該記載に係る家畜受精卵を収めた容器に、家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号ではなく、第42条第1項第2号ロ及びハが表示されている場合は、これらを同欄に記載すること（名前を記載する場合はカタカナで記載する。）。

登 録 規 程 承 認 申 請 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名又は名称

家畜改良増殖法第 32 条の 9 第 1 項の規定により登録規程の承認を受けたい
ので、登録規程及び家畜登録事業の事業計画書を添えて申請します。

登録規程変更承認申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名又は名称

家畜改良増殖法第32条の9第3項の規定により登録規程の変更の承認を受けたい
ので、下記により申請します。

記

- 1 変更の個所
- 2 変更の理由

家畜登録事業廃止届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名又は名称

家畜登録事業を廃止したいので、下記により届け出ます。

記

- 1 廃止の予定期日
- 2 廃止の理由
- 3 廃止後の家畜登録簿の処置

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

年 月 日提出

都道府県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第 49 条に基づき、 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

- 1 家畜人工授精所の管理番号：
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地：
- 3 家畜人工授精所の業務の別：
- 4 報告対象物：
- 5 前年 12 月 31 日時点の保存数量：
- 6 家畜人工授精所の運営の状況

(単位：本)	年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
生産数量													
譲受数量													
譲渡数量													
利用数量													
廃棄又は 亡失した数量													
月末時点の 保存数量													
備考													

(日本産業規格 A 4)

- 備考
- 1 年は西暦で記載すること。
 - 2 3 の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巢から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巢から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
 - 3 4 の報告対象物は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液
 - 2 家畜受精卵
 - 4 生産数量及び利用数量には、容器に収められ、封を施した家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の本数を記入すること。
 - 5 譲受数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬入を含む。
 - 6 譲渡数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬出を含む。
 - 7 備考の欄には、亡失した特定家畜人工授精用精液等を発見したときなど各項目に該当しないものについてその事由と数量を記載すること（例：亡失した精液の発見 + 2）。

家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵
(特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。)の業務に関する報告書

年 月 日提出

都道府県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第 49 条に基づき、 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

1	家畜人工授精所の管理番号	
2	家畜人工授精所の名称及び所在地	
3	家畜の種類及びその業務の別	
4	家畜人工授精用精液を譲渡した件数	
5	家畜人工授精用精液を譲受した件数	
6	家畜受精卵を譲渡した件数	
7	家畜受精卵を譲受した件数	

(日本産業規格 A 4)

- 備考
- 1 年は西暦で記載すること。
 - 2 3の家畜の種類は次の区分により番号を記入し、家畜の種類ごとに当該様式に基づく報告を行うこと。
 - 1 牛
 - 2 豚
 - 3 馬
 - 4 山羊
 - 5 めん羊
 - 3 3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
 - 4 4及び5は家畜の種類ごとに記載し、6及び7は牛に限って記載すること。

家畜人工授精簿、譲渡等記録簿その他必要な書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項において同じ。）を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液、家畜卵巣、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができる。

2 種畜検査委員又は地方種畜検査委員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は収去（以下「立入検査等」という。）をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査等は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 九 （略）

十 第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

家畜改良増殖法第三十五条第一項の規定により
立入検査等をする職員の身分証明書

(表)

(裏)

第 号 年 月 日 交付

官 職

生 氏
年
月
日 名

写 真

家畜改良増殖法（抄）

（種畜検査委員及び地方種畜検査委員）

第三十三条 家畜の改良増殖に関する事務を処理させるため、農林水産省に種畜検査委員を置く。

2 種畜検査委員は、畜産に関し知識経験を有する農林水産省の職員のうちから農林水産大臣が任命する。

3 家畜の改良増殖に関する事務を処理させるため、都道府県に地方種畜検査委員を置くことができる。

4 地方種畜検査委員は、畜産に関し知識経験を有する都道府県の職員のうちから都道府県知事が任命する。

（立入検査等）

第三十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜、施設の構造、設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、

用紙の大きさは、縦 90 ミリメートル、横 120 ミリメートルとし、中央点線の所から二つ折りとすること。

(センターによる立入検査等)

第三十五条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があるときは、センターに、畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜若しくは種付台帳、家畜人工授精簿、譲渡等記録簿その他必要な書類を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液若しくは家畜受精卵を収去させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査等を行わせる場合には、センターに対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3・4 (略)

5 第一項の規定による立入検査等については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一〇九 (略)

十 第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(表)

家畜改良増殖法第三十五条の二第一項の規定により
立入検査をする職員的身分証明書

第 号 年 月 日交付

独立行政法人家畜改良センター
職 名

氏 名
生年月日

写 真

家畜改良増殖法（抄）

（立入検査等）

第三十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜、施設の構造、設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、家畜人工授精簿、譲渡等記録簿その他必要な書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項において同じ。）を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液、家畜卵巣、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができる。

2 種畜検査委員又は地方種畜検査委員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は収去（以下「立入検査等」という。）をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査等は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。